

Title	ポーランド「少数民族法」施行10周年と岐路に立つドイツ人少数民族
Author(s)	阿部, 津々子
Citation	言語文化共同研究プロジェクト. 2016, 2015, p. 11-20
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/57614">https://doi.org/10.18910/57614</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# ポーランド「少数民族法」施行 10 周年と岐路に立つドイツ人少数民族

阿部津々子

## 1. はじめに

ポーランド共和国において、2005 年 1 月 6 日に施行された「ナショナル・マイノリティー、エスニック・マイノリティー、および、地域言語に関する法律<sup>1</sup>」（以下「少数民族法」）は、少数民族を「ナショナル・マイノリティー」と「エスニック・マイノリティー」に分類し、それぞれ次の通り定義している。つまり、「ナショナル・マイノリティー」とは、マジョリティーであるポーランド人よりも小さな集団で、独自の言語・文化・伝統を持ち（中略）祖先が今日のポーランド共和国の領土内に少なくとも 100 年以上前に居住していて、ポーランド国外に「母国」を持つ少数民族で（同法 2 条 1 項）、ベラルーシ人、チェコ人、リトアニア人、ドイツ人、アルメニア人、ロシア人、スロバキア人、ウクライナ人、ユダヤ人がこれに当たる（同条 2 項）。他方、上記の者で「母国」を持たない者が「エスニック・マイノリティー」であり（同条 3 項）、カライム人、レムコ、ロマ、タタール人がこれに当たる（同条 4 項）。また同法が定める「地域言語」に該当する言語は、カシューブ語である（同法 19 条 2 項）。

2015 年は、ポーランドの少数民族および地域言語話者にとって、次の三つの観点から、転換期となる年であったと言えよう。第一に、ポーランドにおいて 1989 年の民主化以降、初めて正式に認可された「ドイツ人少数民族社会文化協会<sup>2</sup>」の活動が 25 年の節目を迎えたこと。第二に、「少数民族法」が施行 10 周年を迎え、同法を現状に合わせて改正するための議論が高まっていること。第三に、2015 年 10 月 25 日に実施されたポーランド上下院総選挙で、保守回帰を唱える政党「法と正義」（Prawo i Sprawiedliwość: PiS）が圧勝し、アンジェイ・ドゥダ（Andrzej Duda, 1972~）新大統領が、就任早々「少数民族法」改正法案に対して大統領拒否権を発動したことである。

このような変化の中で、ポーランドの少数民族と地域言語話者はどのような状況に置かれ、彼らは今後、どの方向に進もうとしているのだろうか。本稿は、特にポーランドのナショナル・マイノリティー最大のグループであるドイツ人少数民族に注目し、まず、第 2 章でドイツ人少数民族の第二次世界大戦後の歴史を概観し、第 3 章で「少数民族法」の歩みと、法改正に向けた議論の論点を整理する。第 4 章では、世論調査アンケートから、ポーランド人の少数民族および他民族に対する認識が、「少数民族法」の施行以降どの程度変化したのか吟味し、第 5 章で、2015 年 10 月に実施した本稿著者による「在ポーランド・ドイツ人少数民族社会文化協会」（以下 VdG<sup>3</sup>）のベルナルド・ガイダ（Bernard Gaida, 1958~）会

<sup>1</sup> Ustawa z dnia 6 stycznia 2005 r. o mniejszościach narodowych i etnicznych oraz o języku regionalnym.

<sup>2</sup> Sozial-Kulturelle Gesellschaft der Deutschen Minderheit.

<sup>3</sup> Der Verband der Deutschen Sozial-Kulturellen Gesellschaften in Polen.

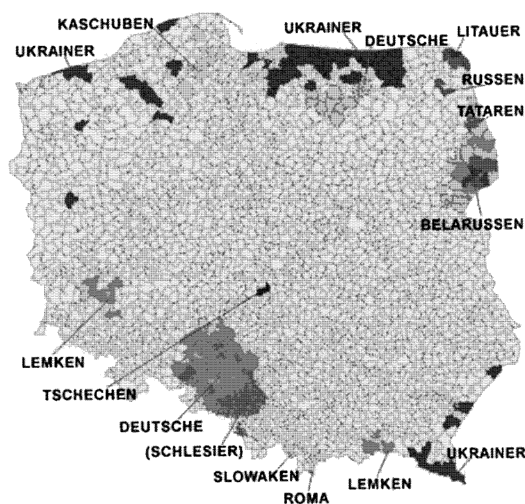
長とのインタビューの内容から、ドイツ人少数民族の現状と今後の展望について考察するものである。本稿が、ポーランドの言語文化の多様性と、ドイツ人少数民族のポーランドおよび EU におけるスタンディングポイントを理解するための一助となれば幸いである。

## 2. ドイツ人少数民族の民主化以降の 25 年の歩み

第二次世界大戦中のナチス・ドイツによるユダヤ人迫害と、戦後の国境移動および「住民交換」により少数民族の数が激減し<sup>4</sup>、ポーランドは民族的均質性が高い国家となったが、小規模とはいえ、多様な言語文化が存在していた<sup>5</sup>。戦後、ドイツ人住民は「脱ドイツ化 (Entdeutschung)」や「再ポーランド化 (Repolonisierung)」と呼ばれる過酷な同化政策に晒されることになる。社会主義時代には、一部の例外を除いて少数民族の存在は公式には認められず、ドイツ語の使用の禁止や、ドイツ人の姓名を強制的にポーランド風に改名させるなどの差別政策が行われた。

1989 年 11 月 9 日にベルリンの壁が崩壊し、その三日後に、ヘルムート・コール首相とタデウシュ・マゾヴィエツキ首相がドロヌイ・シロンスク県のクシジョヴァ (Krzyżowa/Kreisau) で和解のための会談を行った。会場となった旧フォン・モルトケ伯爵<sup>6</sup>邸には数千ものドイツ人少数民族が駆け付け、少数民族が初めて公の場に姿を現す出来事となった<sup>7</sup>。

シュレージエン地方では、1980 年代後半から、ドイツ人少数民族の組織化の動きが活発になっていた。1991 年にはオポレに本部を置くドイツ人少数民族の上部団体「在ポーランド・ドイツ人少数民族社会文化協会 (VdG)」が設立され、同年 5 月にブダペストで開催された「欧州少数民族連合 (以下 FUEN<sup>8</sup>)」第 36 回年次総会で FUEN への正式加盟が承認された<sup>9</sup>。VdG には、ポーランドの大多数のドイツ人少数民族社会文化協会が加盟しており、加盟団体は 500 以上にのぼる。



【図 1】ポーランドの少数民族の分布

4 ポーランドの少数民族の人数は表 1 参照。

5 ポーランドにおける少数民族の分布は図 1 参照 (出典: Wiśniewiecka-Brückner, S.137)。ドイツ人(Deutsche), カシューブ人(Kaschuben), ベラルーシ人(Belarusen), ウクライナ人(Ukrainer), ロマ(Roma), レムコ(Lemken), ロシア人(Russen), リトアニア人(Litauer), チェコ人(Tschechen), スロバキア人(Slowaken), タタール人(Tataren)の分布。

6 Helmuth James Graf von Moltke (1907-1945)。

7 Vgl. VdG, *Jahrbuch der Deutschen in Polen 2016*, Opole: 2015, S.47.

8 Federal Union of European Nationalities (<https://www.fuen.org/>)

9 VdG がポーランドで正式に登録されたのは 1991 年 8 月 21 日。

### 3. ポーランド「少数民族法」施行 10 周年

#### 3.1 「少数民族法」の歩み

ポーランドでは 1989 年以降、少数民族保護のための法整備が進められた。まず、1991 年 6 月 17 日に統一ドイツとの間で「ドイツ・ポーランド善隣友好協力条約<sup>10</sup>」が締結され、ポーランドにおけるドイツ人少数民族が保護の対象に定められた。同年 9 月 7 日に施行された「教育法<sup>11</sup>」により、学校におけるドイツ人少数民族の母語としてのドイツ語の授業の開講が可能になり、1997 年 4 月 2 日に公布された「ポーランド共和国憲法<sup>12</sup>」は、少数民族の権利を明記した。また、ポーランドは欧州評議会の「少数民族保護枠組条約<sup>13</sup>」を 2000 年 12 月 20 日に批准した。2002 年には国民の民族的出自を問う国勢調査が実施され、その結果をもとに策定された「少数民族法」が 2005 年 1 月 6 日に施行された。ポーランドはさらに、2009 年 2 月 12 日に欧州評議会の「欧州地域少数言語憲章<sup>14</sup>」を批准し、「少数民族法」の内容が欧州法の枠内に組み込まれることとなった。

「少数民族法」は 6 章 43 条から成り、ナショナル・マイノリティーおよびエスニック・マイノリティーの文化的アイデンティティーの保全と発展、および地域言語の保全と発展に関する問題、ならびに、個人を民族的出自にかかわらず平等に扱うという基本原則を実行する方法を規定し、また、この問題領域における政府行政機関、および地域自治における部署の任務と管轄を定めている（同法 1 条）。「少数民族法」は、2015 年に施行 10 周年の節目を迎え、これを機に、同法がポーランドの少数民族の保護に与えた影響を振り返り、少数民族に関する議論を継続させつつ、現状に最も適合するように同法を改正する要求が高まっている。

「少数民族法」の歩みは民主化以前にすでに始まっていた。1988 年 8 月末に政府側から出された「円卓会議」開催の提案に対し、「連帯」全国執行委員会は、同年 9 月 10 日にこれを受け入れることを決定し、その翌日、ワレサ委員長の招請により、知識人グループとの合同会議が開かれた。この知識人グループは、同年 12 月 18 日に、独立自治労組「連帯」レフ・ワレサ委員長囑託市民委員会<sup>15</sup>（以下「連帯」市民委員会<sup>16</sup>）を発足させた。「連帯」市民委員会には 15 の小委員会<sup>17</sup>が置かれ、マレク・エデルマン（Marek Edelman, 1919?~2009）が少数民族小委員会の組織化を担当した<sup>18</sup>。1989 年 2 月~4 月に開かれた「円

<sup>10</sup> Vertrag zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Republik Polen über gute Nachbarschaft und freundschaftliche Zusammenarbeit.

<sup>11</sup> Ustawa z dnia 7 września 1991 r. o systemie oświaty.

<sup>12</sup> Ustawa z dnia 2 kwietnia 1997 r. Konstytucja Rzeczypospolitej Polskiej.

<sup>13</sup> The Framework Convention for the Protection of National Minorities.

<sup>14</sup> The European Charter for Regional or Minority Languages.

<sup>15</sup> Komitet Obywatelski przy Przewodniczącym NSZZ „Solidarność” Lechu Wałęsie.

<sup>16</sup> Komitet Obywatelski „Solidarność”.

<sup>17</sup> ①労働組合複数制, ②政治的改革, ③法と正義, ④生活・労働・社会政策, ⑤経済政策と経済改革, ⑥農村・農業, ⑦住宅, ⑧衛生, ⑨科学・教育, ⑩文化・マスメディア, ⑪地方自治, ⑫環境・自然保護, ⑬社会組織, ⑭少数民族, ⑮青年.

<sup>18</sup> 水谷驍訳, 『「連帯」復権と市民委員会の結成ー「連帯」市民委員会の決議と宣言』, 『ポ

卓会議」の合意に基づく「自由選挙」に際して、「連帯」が候補者を立てて直接選挙戦に臨むことはその本来の役割から外れると考えられたため、「連帯」市民委員会が選挙戦を担うこととなり、当選した議員たちが国会内会派として「市民議会クラブ（Obywatelski Klub Parlamentarny: OKP）」を結成する<sup>19</sup>のだが、この「市民議会クラブ」において、「少数民族法」制定の必要性がすでに認識されていた。同法の編纂にあたっては、ヤツェク・クーロン（Jacek Kuroń, 1934~2004）が主導的な役割を果たした。同法の成文化の必要性を確信していたクーロンは、「人権のためのヘルシンキ国際連合<sup>20</sup>」に同法の草案の作成を依頼し、この草案をもとに同法が制定されることになる。しかし、ポーランド国会は、憲法の策定など、より重要とされる案件を優先したため、同法の制定は遅れ、国際機関からの圧力を受けて2005年の施行に至るまでに、15年もの歳月を要することとなった<sup>21</sup>。

【表 1】 2011 年の国勢調査に基づく、少数民族、および、カシューブ語話者の共同体<sup>22</sup>

	人数	人口比(%)
ポーランドの総人口	38,511,824	100.00
ドイツ人少数民族	144,236	0.375
カシューブ語話者の共同体	108,140	0.281
ベラルーシ人少数民族	43,878	0.114
ウクライナ人少数民族	38,795	0.101
ロマ少数民族	16,723	0.043
レムコ少数民族	9,640	0.025
ロシア人少数民族	8,796	0.023
リトアニア人少数民族	7,376	0.019
ユダヤ人少数民族	7,353	0.019
チェコ人少数民族	2,831	0.007
スロバキア人少数民族	2,739	0.007
タタール人少数民族	1,828	0.005
アルメニア人少数民族	1,683	0.004
カライム人少数民族	314	0.001

### 3.2 「少数民族法」の改正に向けて

「少数民族法」の施行 10 周年の節目を機に、同法の適用状況を振り返り、法改正に向け

ーランド月報（84号）』1989年3月，p.5.

<sup>19</sup> 水谷驥『ポーランド「連帯」消えた革命』，1995年，拓殖書房，p.296-297.

<sup>20</sup> International Helsinki Federation for Human Rights (IHF). 2007年に破産手続.

<sup>21</sup> Vgl. Ogiolda, 2015, S.40, S.122.

<sup>22</sup> 出典：Nijakowski, 2016, S.11.

た議論が高まっていることはすでに述べた。この議論の主要な論点は、同法 9 条が保障する「補助言語」としての少数言語の使用状況、および、同法 12 条 1 項が保障する「二言語地名標識」の設置状況に鑑みて、これらの前提条件である、いわゆる「20%のハードル」を引き下げるべきか、という点と、同法の保護対象のリストを拡張すべきか、という点である。それぞれの論点について、以下に詳しく述べることにする。

### 3.2.1 「補助言語」の使用について

「少数民族法」9 条は、住民の 20%以上が少数言語を使用する市町村自治体において、公用語（ポーランド語）と併用し、補助言語としての少数言語を市町村自治体の行政機関および上訴審以外の訴訟手続きにおいて使用することを認めている。しかし、補助言語としてのドイツ語の使用を認められているオポレ県の 22 の市町村自治体で、ドイツ語の使用申請は年間数件程度に留まっている。これは、ドイツ語の使用が禁じられていた社会主義時代に学校教育を受けた戦後世代には、ポーランド語よりドイツ語が堪能な人が少ないためである。

一方、ポドラシェ県<sup>23</sup>の市町村自治体プンスク（Puńsk）では、住民の 80%がリトアニア人少数民族で、日常的にリトアニア語が話されているにもかかわらず、補助言語の使用申請は出されておらず、公的文書は全てポーランド語で作成されている<sup>24</sup>。

つまり、同法 9 条は、立法としての意義は大きいものの、実際には適用されていない<sup>25</sup>というのが現状であり、象徴的・道徳的な規定に留まっているが<sup>26</sup>、少数言語を家庭や仲間内の使用に限定せず、公的な場で使用できる可能性を保障することが少数民族としての自尊心を育むことにつながるため、この規定は今後も存続すべきであると考えられている<sup>27</sup>。

現行の「少数民族法」では、少数言語の補助言語としての使用は、市町村自治体（gmina）の行政機関および裁判所に限られているが、これが郡（powiat）レベルの行政機関と裁判所でも可能になるなどの内容を含んだ「少数民族法」の改正法案が 2015 年 9 月 25 日に国会で可決された。しかし、これに対して、同年 10 月 27 日に大統領拒否権が発動された。

### 3.2.2 二言語地名標識の設置について

「少数民族保護枠組条約」11 条 3 項は、「(前略) 十分な要求がある場合、伝統的地名、道の名称および公衆に向けられたその他の地理的標識を少数言語においても表示することに努めなければならない<sup>28</sup>」と規定し、二言語地名標識の欧州の共通水準を示している。

上記規定に従い、ポーランドの「少数民族法」12 条は、住民の 20%以上が少数言語を使用する市町村自治体において、少数民族が使用する言語での歴史的地名と街路名の付加的

---

<sup>23</sup> ポーランドの県は図 2 参照。

<sup>24</sup> Vgl. Ogiolda, 2015, S.173.

<sup>25</sup> Ebd. S.80.

<sup>26</sup> Ebd. S.126.

<sup>27</sup> Ebd. S.203.

<sup>28</sup> 渋谷, 2005 年, p.46.



「シユレーヂェン語」を地域言語に認定すべきかが焦点となっているのである。

ポーランドには 17 世紀以来、小規模ではあるが、継続的にギリシャ人社会が存在してきた。しかし、今日のポーランドにおけるギリシャ人住民の大半は、1940 年代にポーランドに移住した人たちであるため、「少数民族法」2 条の「ナショナル・マイノリティーは、祖先が今日のポーランドに少なくとも 100 年以上前に居住していた者である」という規定により、ナショナル・マイノリティーに認定されていない。このいわゆる「100 年条項」を撤廃し、ギリシャ人を少数民族として認定すべきであるとの意見が出されている<sup>33</sup>。

2002 年の国勢調査で、56,643 人が「シユレーヂェン語」を「家庭において最も頻繁に使用する」と回答したにもかかわらず、「シユレーヂェン語」は、「欧州地域少数言語憲章」においても、「少数民族法」においても保護の対象とされていない。「シユレーヂェン語」は、歴史的に生成し消滅の危機に瀕する地域言語であり、「欧州地域少数言語憲章」の保護の対象とされるべき言語であるが、「シユレーヂェン語」を「少数民族法」の保護対象リストに加えるか否かを巡っては、否定的な意見が支配的である。その理由は、第一に、欧州法体系から見て、「少数民族法」は「欧州少数民族保護枠組条約」に明記された少数民族の人権をポーランドにおいて保障するために施行された法律であり、同法の制定の時点ではポーランドがまだ「欧州地域少数言語憲章」を批准していなかったためにカシューブ語が保護対象に認定されたものの、同法は本来、地域言語を保護の対象とすべきではなく、「シユレーヂェン語」は地域言語として同憲章で保護されるべきであると考えられるからである<sup>34</sup>。第二に、同法の保護対象リストの拡張は、少数民族や少数言語の際限のない拡張につながるのではないかという反発を招く可能性があるとの慎重論も根強い<sup>35</sup>。

#### 4. ポーランド世論調査センターによるアンケート調査

「少数民族法」施行 10 周年に際し、ポーランド世論調査センター (CBOS<sup>36</sup>) は、2015 年 7 月に「少数民族に対する認識<sup>37</sup>」と題する世論調査を実施した。この世論調査において、「ポーランドに在住する全ての少数民族を列挙せよ」という質問に対し、回答者がロマを挙げた頻度が最も高く、ロマに対する強い感情が世論の中に根付いていることがわかった。しかし、上記表 1 が示すように、ロマの規模は実際には 1 万 7 千人程度であり、ドイツ人・ベラルーシ人・ウクライナ人の規模をそれぞれ大きく下回っている。他方、ドイツ人少数民族が最大のグループを形成しているにもかかわらず、この世論調査で挙げられた頻度は 3 番

<sup>33</sup> Ebd. S.70.

<sup>34</sup> Ebd. S.127.

<sup>35</sup> Ebd. S.41.

<sup>36</sup> The Public Opinion Research Center (CBOS) は、公的資金で運営されるポーランド最大の世論調査機関で、1982 年に設立された。(http://www.cbos.pl/)

<sup>37</sup> *Perception of national and ethnic minorities*, CBOS Research report July 2015, No.106. (http://www.cbos.pl/EN/publications/reports/2015/106\_15.pdf)



目であった。4番目に多かったのはユダヤ人だが、表1が示すように、ユダヤ人の実際の数は7,000人程度に過ぎない。「あなたはナショナル・マイノリティー、または、エスニック・マイノリティーに属する人を知っていますか？」という質問に対しては、ほぼ三分の一の回答者が「そのような人を知っている」と回答したが、この値は2005年からほとんど推移していない。また、補助言語としての少数言語の使用や、二言語地名標識の設置など、公的な場で少数言語を使用することに対しては、否定的な意見が過半数を占めた。この調査から、ポーランド人の少数民族に対する認知度は依然として低く、少数民族の権利の行使についても否定的な意見が優位を占めることがわかった。

それでは、ポーランド人は、外国の国民や他民族に対しては、どのような認識を持っているのだろうか。CBOSが2015年1月に実施した世論調査「他民族に対する姿勢<sup>38</sup>」において、他民族に対する好感度を調査したところ、スロバキア人、チェコ人などの近隣諸国の国民や、イギリス人、スウェーデン人、アメリカ人など、生活水準の高い西欧諸国の国民に対する好感度が高い一方、ロマやユダヤ人に対する反感が強いことがわかった。

社会主義ポーランドにおいて、歴史や民族に関する議論は当局の統制下に置かれ、ポーランドは、カトリック教徒であるポーランド人の単一民族国家であるというプロパガンダが国民の間に広く浸透した。上記の2つの世論調査により、「少数民族法」施行以降もこの固定観念に大きな変化が見られず、多くのポーランド人が、少数民族や他民族に対して、主観的かつ感情的な認識を持っていることが明らかになった。

このことから、シリア人難民の受け入れ問題が最大の争点の一つとなった2015年10月25日の総選挙において、ポーランド人有権者の少数民族や他民族に対する客観的理解の欠如と根拠のない不信感が、難民の受け入れ拒否を公約に掲げた「法と正義」を後押しし、同党に大勝をもたらす一因となったと考えることができる。

## 5. ベルナルド・ガイダ VdG 会長とのインタビュー

VdGに加盟するドイツ人少数民族の最大の組織は、約5万人の会員を擁する「シロンスク・オポレ・ドイツ人少数民族社会文化協会 (SKGD<sup>39</sup>)」で、同協会は文化的および政治的活動を活発に行っている。上記の政治的変化の中で、ドイツ人少数民族はどのような立場をとり、どのような目標に向かって進もうとしているのだろうか。オポレ県出身で、VdG会長のガイダ氏は、2015年9月26日にヴロツワフで開催された第5回ドイツ人少数民族文化祭典において、「難民問題を選挙戦の争点とすべきではない」と題する記念演説を行い、少数民族こそがEUの基本理念である多様性の中の統一を証明する存在であると主張し、シリア人難民の受け入れに賛同を表明して、親EU路線を鮮明にした<sup>40</sup>。

<sup>38</sup> *Attitude toward other nations*, CBOS Research report, January 2015, No.14. ([http://www.cbos.pl/EN/publications/reports/2015/014\\_15.pdf](http://www.cbos.pl/EN/publications/reports/2015/014_15.pdf))

<sup>39</sup> Sozial-Kulturelle Gesellschaft der Deutschen im Opplener Schlesien.

<sup>40</sup> (<http://www.vdg.pl/de/article/3098-bernard-gaida-fluechtlinge-duerfen-kein-gegenstand-der-wahlkampagne-werden>)

本稿著者は、VdG 会長ベルナルド・ガイダ氏に電子メールで質問票を送付し、2015 年 10 月 9 日に同氏より電子メールで回答を得た。以下にその質問と回答の抜粋を掲載する。

質問：2016 年 5 月に FUEN の年次総会がヴロツワフで開催されます。主催地を代表して、どのような理念と経験を参加者に伝えたいですか？また、FUEN から何を期待しますか？

**ガイダ**：FUEN は少数民族を代表する機関で、以前にもまして、ヨーロッパの少数民族の、高次レベルにおけるスポークスマンとしての役割を担っています。(中略) FUEN は欧州評議会と同じレベルに立ち、欧州議会に参加することを目標にしています。(中略) ここでご注意いただきたいことは、今日、少数民族の問題は各々の EU 加盟国の権能に委ねられており、全加盟国において適応されるべき少数民族の権利実現の共通水準は存在しないということです。したがって、権利の実現状況は加盟国間で異なっているのが通例です。そこで私たちは、現時点で欧州委員会の賛同は得られていないものの、FUEN が欧州の政治において少数民族問題の重要性を高めるよう尽力することを期待しているのです。(後略)

質問：ポーランドは「民族的に均質な国」と言われていますが、なぜ、ポーランドで少数民族を保護することが重要なのでしょうか？多数派であるポーランド人にどのような利点があるのでしょうか？

**ガイダ**：民族的・文化的アイデンティティーは、社会生活の中でも特に難しい領域ですが、まさにそれゆえに、少数民族に対する理解の水準こそが、民主主義と、市民の現実的な自由の水準を示す最も重要な指標となるのです。だからこそ、少数民族の保護は、(中略)以前私たちが経験した苦難に鑑みて、民主主義ポーランドにおける正義という性質を有しているのです。このような政治に対する準備ができていない社会は、成熟と、文化的スケールの大きさ、そして他の文化によって自らを豊かにしているということを証明しています。そのような社会は、実用的な長所も兼ね備えています。なぜなら、少数民族は忠誠なポーランド市民であり、彼らの多様性によって社会を豊かにし、また他者に対して社会を開いているからです。つまり、少数民族は寛容と受容を創出し、これによって、例えば EU のような、共同体における共生を容易にしてくれるのです。

質問：(前略) あなたは長年、ポーランドのドイツ人少数民族のために貢献してこられました。あなたにとって、ドイツ人少数民族であることは何を意味するのでしょうか？

**ガイダ**：(前略) 私たちの集団としての名称は「ドイツ人少数民族」ですが、私自身のアイデンティティーで言えば、私は「ドイツ人少数民族の一員」ではなく、シュレージエン人であり、同時にドイツ人だとも感じています。(中略) 私のドイツ人少数民族のための活動を通して、多文化・多言語の伝統を、シュレージエンだけでなく、中央ヨーロッパにも再生させることに少しでも貢献できればと願っています。

上記インタビューから、ドイツ人少数民族のアイデンティティーが、歴史および地域文化と深く結び付いていること。また、VdG が民主主義を尊重する政治理念を持ち、ポーランド国内だけでなく、FUEN、欧州評議会、EU などの国際機関においても、価値ある一員としての存在感を示していることが伺われた。

## 6. おわりに

本稿では、まずポーランドの少数民族の民主化以降の 25 年を振り返り、次に施行 10 周年を迎えた「少数民族法」の歩みと、法改正に向けての議論を整理し、世論調査の結果を参照した。さらに VdG 会長ガイダ氏へのインタビューから、ポーランドの右傾化・反 EU 化が顕著となる中で、ドイツ人少数民族が、シリア人難民の受け入れに賛成し、少数民族や他民族に対する寛容を呼びかけて、親 EU 路線を明瞭に掲げ、政治的・文化的役割を積極的に果たした経緯を明らかにした。2016 年 5 月 18～22 日にヴロツワフで開催が予定される第 61 回 FUEN 年次総会には、OSCE<sup>41</sup>少数民族高等弁務官のアストリッド・トールス氏 (Astrid Thors, 1957～) が参加を表明しており<sup>42</sup>、少数民族問題に関する国際社会の関心の高さを示している。2016 年に、ドイツ・ポーランド善隣友好協力条約は締結 25 周年を迎える。ポーランドのドイツ人少数民族が、ドイツ・ポーランドの懸け橋となり、国内の民主化を前進に導き、EU 統合の求心力となり得るのが、今後も大いに注目されるのである。

### 【主要参考文献】

- 阿部津々子「シュレージエンにおけるドイツ人少数民族の現状と展望」『大阪大学言語文化学 25 号』2016, p.3-15.
- 渋谷謙次郎編『欧州諸国の言語法－欧州統合と多言語主義』2005, 三元社.
- Nijakowski, Lech M., *Die Politik des polnischen Staates gegenüber den nationalen und ethnischen Minderheiten*, Polen-Analysen Nr.177, 01.03.2016, Darmstadt: Deutsches Polen-Institut.
- Ogiolda, Krzysztof (Hrsg.), *Gespräche über das zehnjährige Bestehen des Gesetzes über nationale und ethnische Minderheiten*, Opole: Haus der Deutsch-Polnischen Zusammenarbeit, 2015.
- Wiśniewiecka-Brückner, Katarzyna, *Polen*, in: Lebsanft, Franz & Wingender, Monika (Hrsg.), *Die Sprachpolitik des Europarats – die Europäische Charta der Regional- oder Minderheitensprachen aus Linguistischer und Juristischer Sicht*, Berlin/Boston: Walter de Gruyter, 2012.

---

<sup>41</sup> 欧州安全保障協力機構 (Organization for Security and Co-operation in Europe).

<sup>42</sup> Łukasz Biły, *Testfall Minderheitenrechte*, Wochenblatt – Zeitung der Deutschen in Polen, 25.03.2016. (<https://wochenblatt.pl/testfall-minderheitenrechte/>)